

維持管理計画書

一般廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

a.発酵設備

(1) 処理能力に見合った処理

受け入れるごみについては、種類および量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるように受け入れる際に計量する。

(2) 飛散・流出の防止

ごみの飛散・流出を防止するため、ごみの荷卸し時は屋内で、更に入口扉を閉めた状態で行う。

発酵設備の排出・破砕等も屋内で行い、受入室とともに屋内を常に吸引ファンにて換気し、飛散・流出の防止を図る。

ごみ受入時の汚水はピット内にため、発酵キルン内に入れることにより外部への流出を防止する。

(3) 悪臭発散の防止

ごみの受入室、および発酵品の破砕、選別室より換気したエアは通常、セメントキルン内に吸引され、脱臭する。

セメントキルン休止中は脱臭装置にて脱臭する。

(4) 発酵状況の把握

ごみの発酵を確認するため、発酵装置内の温度を管理し、送風量を調整する。

b.セメント焼成炉

(1) 処理能力に見合った処理

セメント焼成炉への投入はBC上で発酵品を常時計量し、能力に見合った量となるように調整し、ルート外からの投入は実施しない。

(2) 燃焼温度管理

セメント焼成炉内の温度は800℃以上となるように、セメント原料および石炭量を調整する。

(3) 運転開始・停止時管理

セメント焼成炉の運転開始および停止時において、炉内温度が800℃以下の場合には投入を中止する。

(4) 燃焼ガス温度管理

セメント焼成炉の排ガス温度として最下段サイクロン出口温度を連続測定し、平均値を記録する。

(5) 集塵機入口温度管理

電気集塵機入口温度を 200℃以下に下げするため、原料の乾燥又は冷却塔で散水を実施する。

電気集塵機入口燃焼ガス温度を連続測定し、平均値を記録する。

(6) 排ガスの一酸化炭素濃度管理

EP 出口で燃焼ガスの一酸化炭素濃度を連続測定し、平均値を記録する。

(7) ばいじんの処置

冷却塔、電気集塵機で捕集したばいじんは、密閉の輸送機により原料に戻し、系外に排出しない。

(8) 排ガスの測定

セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。

大気汚染防止法に基づき、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん量の測定を定期的実施する。また、ダイオキシン類・塩化水素についても測定を定期的実施する。

(9) 飛散・流出防止

タンクからの抽出部は屋内とし、セメント焼成炉までの輸送は、覆いを設け飛散・流出防止をはかる。

(10) 悪臭飛散の防止

800℃以上のセメント焼成炉に投入することにより、悪臭を分解する。

(11) 火災の防止

火災の発生を防止するため、重油タンクは保安距離を確保する。

消火器を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるように点検整備を行う。

c. 共通

(1) 害虫等の発生防止

蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を添付するなどの処置を講ずるとともに、施設内の清掃を保持する。

(2) 騒音の防止

騒音発生源となる設備は可能な限り屋内に設置する。
必要に応じ、サイレンサーを設置する。

(3) 振動の防止

十分な基礎重量を確保する。

(4) 設備の点検

設備の正常な機能を維持するために、定期的な点検を実施する。

(5) 記録および保管

施設の維持管理に関する点検、検査その他措置の記録を作成し、埼玉工場事務所内に3年間保存する。